

令和2年9月16日
独立行政法人造幣局

土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除について

旧東京支局の敷地については、平成24年に実施した自主調査、平成28年12月から平成29年1月に実施した土壤汚染対策法に基づく法定調査により、基準値を超える有害物質が確認され、平成29年5月22日に東京都から、汚染が確認された範囲について「形質変更時要届出区域」に指定されました。

これまで、基準を超過した土壤を掘削し、良質土で埋め戻しを行うなどの土壤汚染対策工事を法令に基づき適切に行い、土壤汚染対策工事はすべて終了しています。

今般、令和2年9月16日付で、「形質変更時要届出区域」の指定解除が行われましたのでお知らせします。

■問合せ先

貨幣部施設課	TEL 06-6351-6354
総務部契約・保有資産監理官	TEL 06-6351-6887

(以上)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………

告示

●東京都告示第千八百八十三号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称
 囲町東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 令和二年九月十六日から令和七年十二月三十一日まで

三 施行地区
 中野区中野四丁目地内

四 事務所の所在地
 中野区中野四丁目十七番五号

五 設立認可の年月日
 令和二年九月十六日

六 事業年度
 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
 令和二年十月十五日

●東京都告示第千八百八十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

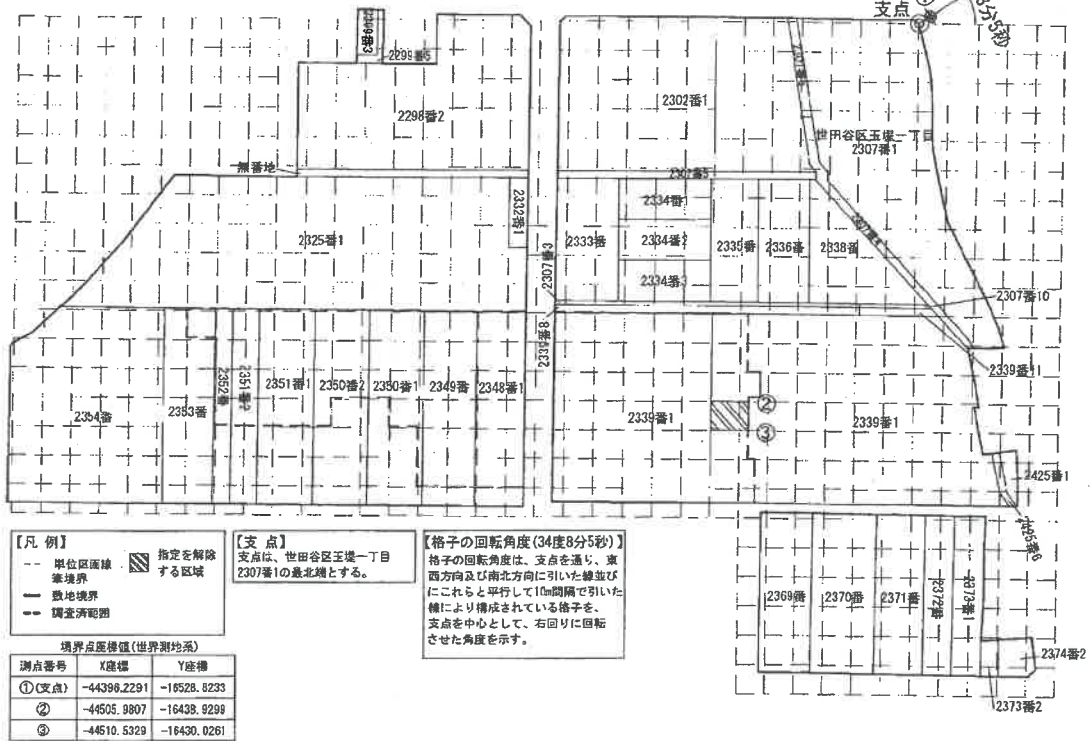
令和二年九月十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区板橋二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千八百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

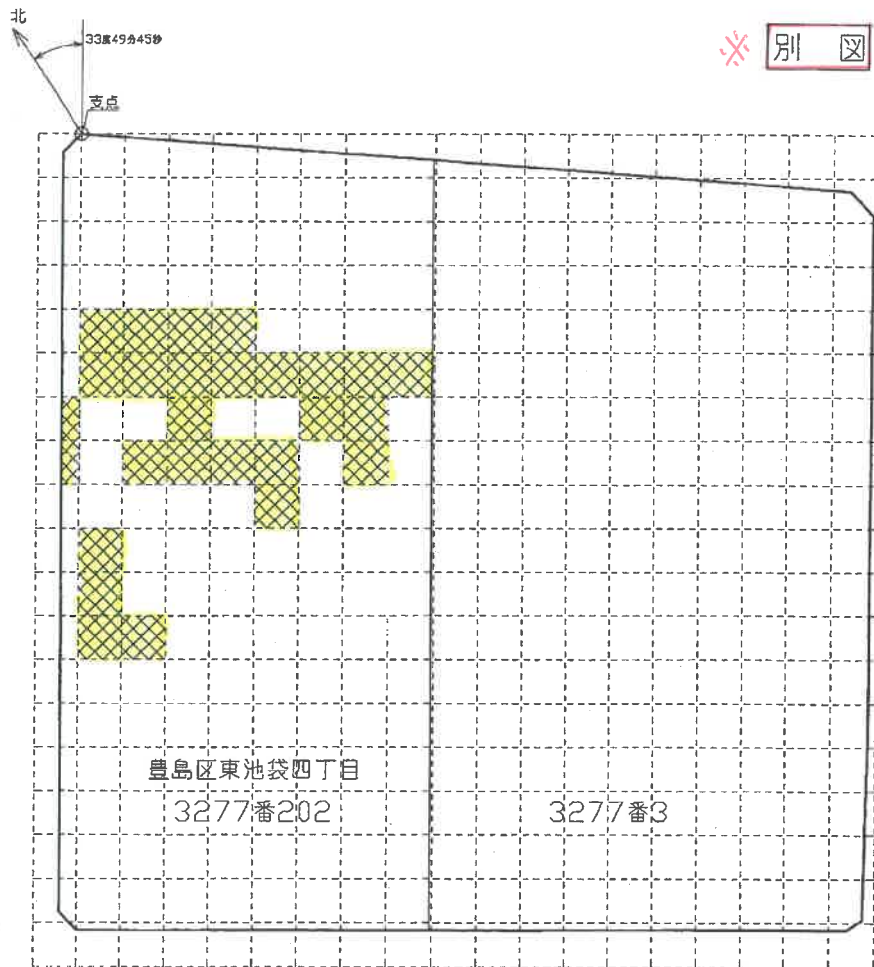
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 **別図のとおり**(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



※ 別図

豊島区東池袋四丁目
3277番202 3277番3

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西南向き及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺東町三丁目四番一の一 同番一地先及び同番二の一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目八番十三号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

東村山市久米川町二丁目三十九番四の一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

令和二年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場